令和６年度　総合評価入札に関するＱ＆Ａ

令和６年１月

Ｉ．総合評価入札全般について

Ｑ１．総合評価入札に係る年度とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までか。もしくは、4 月 1 日から 3 月 31 日までか。

Ａ１．4 月 1 日から 3 月 31 日までです。

Ｑ２．評価基準に該当する要件などに変更が生じた場合は、どのような手続をするのか。また、年度の途中からでも評価されるのか。

Ａ２．完成工事高、ＩＳＯの取得、子育て応援宣言の登録、消防団員の雇用などの評価基準の更新は、年度ごとの入札参加資格の更新手続きで行います。また、年度途中での評価の変更は行いません。

Ｑ３．自社の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容は、教えてもらえるのか。

Ａ３．各評価項目の点数及び施工上の提案の評価内容を口頭で説明します。事前の準備がありますので、日時の調整をさせていただきます。

Ｑ４．自社以外の各評価項目の点数や施工上の提案の評価内容を知りたい場合は、どうすればいいのか。

Ａ４．公文書開示請求での対応となります。

ただし、応札者の名前を伏せたところで各評価項目の点数及び合計点を開示します。なお、施工上の提案の内容は、企業の知的財産であり、公文書開示請求であっても当事者以外には開示しません。

Ⅱ．評価項目について

Ｑ１．評価項目の「工事成績評定」及び「配置予定技術者の施工実績」の、「本市発注工事」とは、どのようなものか。

Ａ１．「本市発注工事」とは、久留米市及び久留米市企業局発注の工事です。

Ｑ２．評価項目の「工事成績評定」において、評価の対象となる工事はどのようなものか。

Ａ２．本市発注工事で、発注業種と同一業種の工事を対象とします。ただし、工事内容が解体であるものは対象外とします。

Ｑ３．評価項目の「工事成績評定」において、過去の工事でＪＶの構成員だった場合は、実績として評価されるのか。

Ａ３．ＪＶとして取得した工事成績評定点は、代表者、構成員ともに同じ点数を実績として評価します。

Ｑ４．評価項目の「技術者の雇用数」に１級の国家資格とあるが、どのようなものを指すのか。

Ａ４．建設業法の１級建設機械施工技士、１級土木施工管理技士や建築士法の一級建築士などです。

Ｑ５．評価項目の「今年度受注の工事量」での「今年度受注額」の今年度の判断は、どのようにするのか。

Ａ５．入札日が４月１日から翌年３月 31 日までの工事を「今年度受注額」の対象とします。

事例①　令和６年３月 13 日公告、３月 31 日入札、４月３日契約 ⇒ 令和５年度

事例②　令和６年３月 20 日公告、４月７日入札、４月 11 日契約 ⇒ 令和６年度

Ｑ６．評価項目の「今年度受注の工事量」における今年度受注額を判断する日はいつか。また、それまでに契約したものが対象となるのか。

Ａ６．今年度受注額は、総合評価入札の入札締切日で判断します。また、入札締切日において、落札決定した工事（未契約を含む）を「今年度受注額」の対象とします。

Ｑ７．評価項目の「今年度受注の工事量」とは、久留米市が発注する工事だけか。また、ＪＶでの受注の場合、受注額はどのように算定するのか。

Ａ７．久留米市及び久留米市企業局の発注工事が対象です。ＪＶで受注した工事については、受注額を出資比率で按分した額とします。

Ｑ８．評価項目の「今年度受注の工事量」で対象外となる工事はあるのか。

Ａ８．久留米市及び久留米市企業局以外の発注工事は対象外です。

久留米市及び久留米市企業局の発注工事であっても、請負価格（税抜）が 3 千万円未満の随意契約工事は対象外とします。

Ｑ９．評価項目の「地場企業の活用」の市内企業とは、久留米市内に営業所がある場合も含めてよいか。

Ａ９．市内業者とは、久留米市内に**主たる**営業所を有する者をいい、久留米市内に従たる営業所を有する者は含みません。

なお、地場企業の活用についての詳細は９ページ以降を参照してください。

Ｑ１０．評価項目の「障害者の雇用」は、一人の雇用でも評価されるのか。

Ａ１０．障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者の雇用が義務付けられている者であって、法定雇用率を満たしている場合、又は同法に基づく障害者の雇用が義務付けられていない者であって、障害者を常時１名以上雇用している場合に評価します。なお、評価の取扱いについては、「Ⅰ．総合評価入札全般　Ｑ２」に記載のとおりです。

Ｑ１１．評価項目の「消防団員の雇用等」は、どのような内容を評価されるのか。

Ａ１１．久留米市内の消防団の団員を１名以上雇用している業者及び久留米市の「久留米市消防団協力事業所」表示制度により認定を受けている業者を評価します。

Ｑ１２．「消防団員の雇用」は、久留米市外の消防団員を雇用している場合も評価されるのか。

Ａ１２．久留米市消防団員を雇用している場合のみ評価します。

Ｑ１３．「障害者の雇用」、「消防団員の雇用」は、雇用期間中のみ評価されるのか。

Ａ１３．評価の取扱いについては、「Ⅰ．総合評価入札全般　Ｑ２」に記載のとおりです。

Ｑ１４．評価項目の「配置予定技術者の施工実績」（市内用・市外用）は、ＪＶの構成員としての技術者の実績も評価されるのか。出資比率が少ない場合、評価されないことがあるのか。

Ａ１４．ＪＶの構成員もＪＶの工事成績評定で評価します。その場合、出資比率の制約はありません。

Ｑ１５．評価項目の「配置予定技術者の施工実績」（市内用）において、評価の対象となる工事はどのようなものか。

Ａ１５．本市発注工事で、発注業種と同一業種の工事を対象とします。ただし、工事内容が解体であるものは対象外とします。

Ｑ１６．工場製作と現場施工でそれぞれに技術者を配置する場合、配置予定技術者として評価されるものは誰か。また、技術資料にはどの配置予定技術者を記載するのか。

Ａ１６．現場施工の配置予定技術者を評価します。技術資料には、現場施工の配置予定技術者を記載してください。

Ｑ１７．評価項目の「資格の有無」について、機械器具設置工事ではどのような資格が評価されるのか。

Ａ１７．機械器具設置工事においては、「技術士機械部門」または「技術士総合技術監理部門（機械)」を有する技術者を1級の評価として取り扱います。また2級については、該当資格はありません。

Ⅲ．評価の方法について

Ｑ１．ＪＶ工事の場合、技術評価点はどのように計算するのか。

Ａ１．建設工事のＪＶの場合は、下記の方法で技術評価点を決定します。

①代表者の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。

②構成員の企業の施工能力、配置予定技術者の評価点を算出します。

③　①と②の単純平均により平均点を算出します。

④施工上の提案の評価点に③を加え加算点とします。

⑤加算点に標準点（100 点）を加え技術評価点とします。

共同企業体名	業者名	施工上の提案	企業の施工能力	配置予定技術者	小計		平均点③	加算点④	技術評価点
あいう特定建設工事共同企業体	代表者あ	8.0	12.0	4.0	①	16.0	14.17	22.17	122.17
	構成員い		10.5	3.0	②	13.5			
	構成員う		10.0	3.0	②	13.0			

業務委託のＪＶの場合は、下記の方法で技術評価点を決定します。

①代表者の企業の技術力を算出します。

②構成員の企業の技術力を算出します。

③　①と②の単純平均により平均点を算出します。

④業務理解度の評価点、配置予定技術者の評価点に③を加え加算点とします。

⑤技術評価点は、下記の方法で算出します。

技術評価点＝30×（加算点／加算点満点）

共同企業体名	業者名	業務理解度	企業の技術力		配置予定技術者	平均点③	加算点④	技術評価点
あいう特定業務共同企業体	代表者あ	8.0	①	6.0	10.0	5.33	23.33	23.33
	構成員い		②	5.0				
	構成員う		②	5.0				

Ⅳ．技術資料について

Ｑ１．総評第１号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」の添付資料は何枚までか。

Ａ１．A4 片面２枚までです。（両面印刷の場合は１枚となります。）

Ｑ２．総評第１号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」の提案内容は、どのようなものは評価されないのか。

Ａ２．次のような提案は評価されません。

①具体性のない提案

（例）「状況に応じて・・・」、「・・・の場合は、・・・」など

②履行確認が困難な提案

（例）「工事期間中、１日３回パトロール」など

③第三者協議の結果、提案内容が変わりうる提案

④過剰な費用が必要となる提案（オーバースペック）

⑤法令や設計書に含まれている内容など

Ｑ３．総評第３号様式「配置予定技術者の資格・成績評定調書（市内用）」及び総評第４号様式「配置予定技術者の資格・成績評定調書（市外用）」の（その１）と（その２）の違いは何か。また、どのように記載するのか。

Ａ３．（その２）の様式は、入札スケジュールなどの関係で、（その１）に記載する配置予定技術者を当該工事に配置できるかどうかが確定していない場合に使用します。ただし、この場合の技術評価点は、２名のうち低い方の評価とします。

例えば、Ａさんを配置したいが、入札日時点では不明瞭な場合に、Ａさんを（その１）として記載し、Ａさんのほかに配置可能なＢさんを（その２）として記載します。

Ａさんを確実に配置できる場合は、技術資料の（その１）のみ提出となります。

Ｑ４．総評第５号様式「地場企業の活用計画」の、市内企業の請負率を算定する市内企業の請負価格は、どこまでの下請業者を対象とするのか。

Ａ４．一次下請を対象とします。なお、市内の元請も市内企業の請負価格に含みます。

Ｑ５．総評第５号様式「地場企業の活用計画」は、資材の調達価格を含めてよいか。

Ａ５．資材調達については、元請が直接発注する場合を対象とします。市外の資材であっても、市内の代理店など（市内の一次下請を含む）からの調達は市内として取り扱います。

Ｑ６．総評第６号様式「地場企業の活用実績」は、どのようにして確認するのか。

Ａ６．地場企業の活用実績は、下請契約報告書などの企業名、企業の住所、及び金額が表示された書類で確認します。なお、下請契約報告書の提出にあたっては、契約書などの写しを添付することになっています。

Ⅴ．技術資料の取り扱いについて

Ｑ１．総評第１号様式「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」に記載した内容は、すべて履行しなければならないのか。

Ａ１．総評第１号様式に記載されたもののうち、評価された内容は履行する義務があります。
落札業者となった場合は、発注部局と履行すべき内容を確認してください。

Ｑ２．技術提案で、評価された提案内容が不履行となった場合ペナルティが科されるのか。

Ａ２．受注者の責により履行しなかった場合は、工事成績評定の減点を行います。技術提案の内容が一部履行されなかった場合は 10 点、すべてが履行されなかった場合は 20 点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

Ｑ３．技術資料に記載した配置予定技術者を工期途中に変更できるのか。

Ａ３．記載された配置技術者の変更はできません。
ただし、やむを得ない場合（死亡・長期入院・退職・出産・育児・介護など）、かつ記載された配置技術者と同等の資格及び工事成績評定点を有する技術者を配置できる場合には、変更を認めています。

Ｑ４．地場企業の活用実績で、結果的に評価基準の請負率を下回った場合は、何らかのペナルティがあるのか。

Ａ４．受注者の責により計画した請負率を下回った場合は、工事成績評定を 10 点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

地場企業の活用の取扱い

【地場企業の活用の概要】

久留米市では総合評価入札方式の評価項目として「地場企業の活用」を設定しています。この評価項目は、対象工事における市内企業の請負率によって評価をするものです。総合評価入札時に『地場企業の活用（計画）』を提出し、市内企業の請負率が 50%以上 80%未満の場合は 0.5 点加点、80%以上の場合は 1.0 点の加点となります。

そのため、工事完了時には履行確認が必要となり、受注者の責めにより履行されなかった場合は工事成績を 10 点減点します。あわせて、不正又は不誠実な行為が認められた場合は、指名停止を行うことがあります。

【市内企業の請負率の算定について】

○市内企業の定義

⇒市内企業とは、久留米市内に主たる営業所を有する者をいい、久留米市内に従たる営業所を有する者は含みません。

※主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 か所の営業所のことです。建設業許可を取る場合に、必ず設ける必要があります（営業所無しでは許可は認められません）。営業所が 1 つしかない業者の場合、かならずその営業所が「主たる営業所」になります。通常は本社、本店のことを指す場合が多いです（ただし上記のとおり、単なる登記上の本社、本店などの場合は該当しません）。

○算定の対象となる下請けの範囲

⇒一次下請業者が市内か市外かで判断します。二次下請以下は算定には関係しません。また、元請業者が市内か市外かも算定の対象となります。

○資材の調達価格について

⇒元請が直接発注する資材は算定の対象となります。なお、元請が市外販売店より購入した場合でも、市内企業（代理店など）を通して購入した場合は、市内企業として算定します。

○地場企業の活用実績の確認方法

⇒下請契約報告書などの企業名、企業の住所、及び金額が表示された書類で確認します。なお、下請契約報告書の提出にあたっては、契約書などの写しの添付が必要です。

※次ページ以降は具体的事例となります。

【施工体系図による判断例】

ケース１　一次下請が市内業者のみ場合

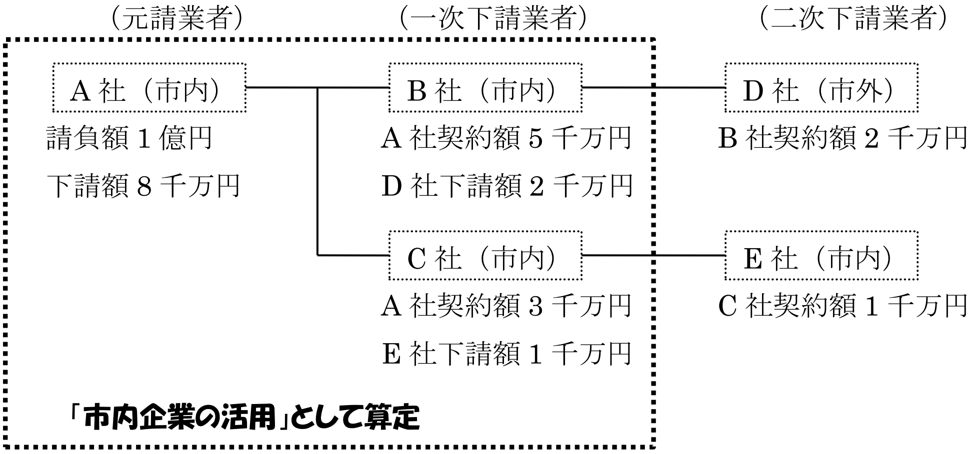

市内企業の判断は、二次下請業者の所在地に関係なく、一次下請業者の所在地で判断するため、市内企業の請負率は 100％（1 億円）として取り扱います。

（算定方法）

A 社（1 億円－8 千万円）＋B 社（5 千万円）＋C 社（3 千万円）＝1 億円

1 億円（市内企業の請負価格）／1 億円（工事請負価格）＝100％

なお、元請業者が市外業者の場合は、A 社の施工額 2 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 80％（8 千万円）として取り扱います。

ケース２　一次下請に市外業者が含まれる場合

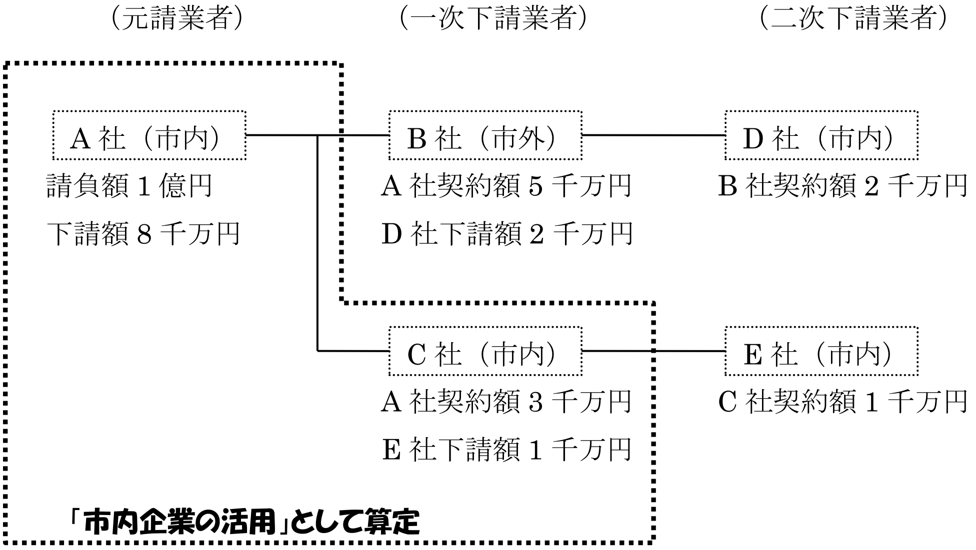

一次下請けの B 社は市外業者のため、二次下請業者が市内業者の場合でも市内企業として算定しません。請負率は 50％（5 千万円）として取り扱います。

（算定方法）
A 社（1 億円－8 千万円）＋C 社（3 千万円）＝5 千万円
5 千万円（市内企業の請負価格）／1 億円（工事請負価格）＝50％

なお、元請業者が市外業者の場合は、上記 A 社の施工額 2 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 30％（3 千万円）として取り扱います。

ケース3　元請け業者が資材を購入した場合

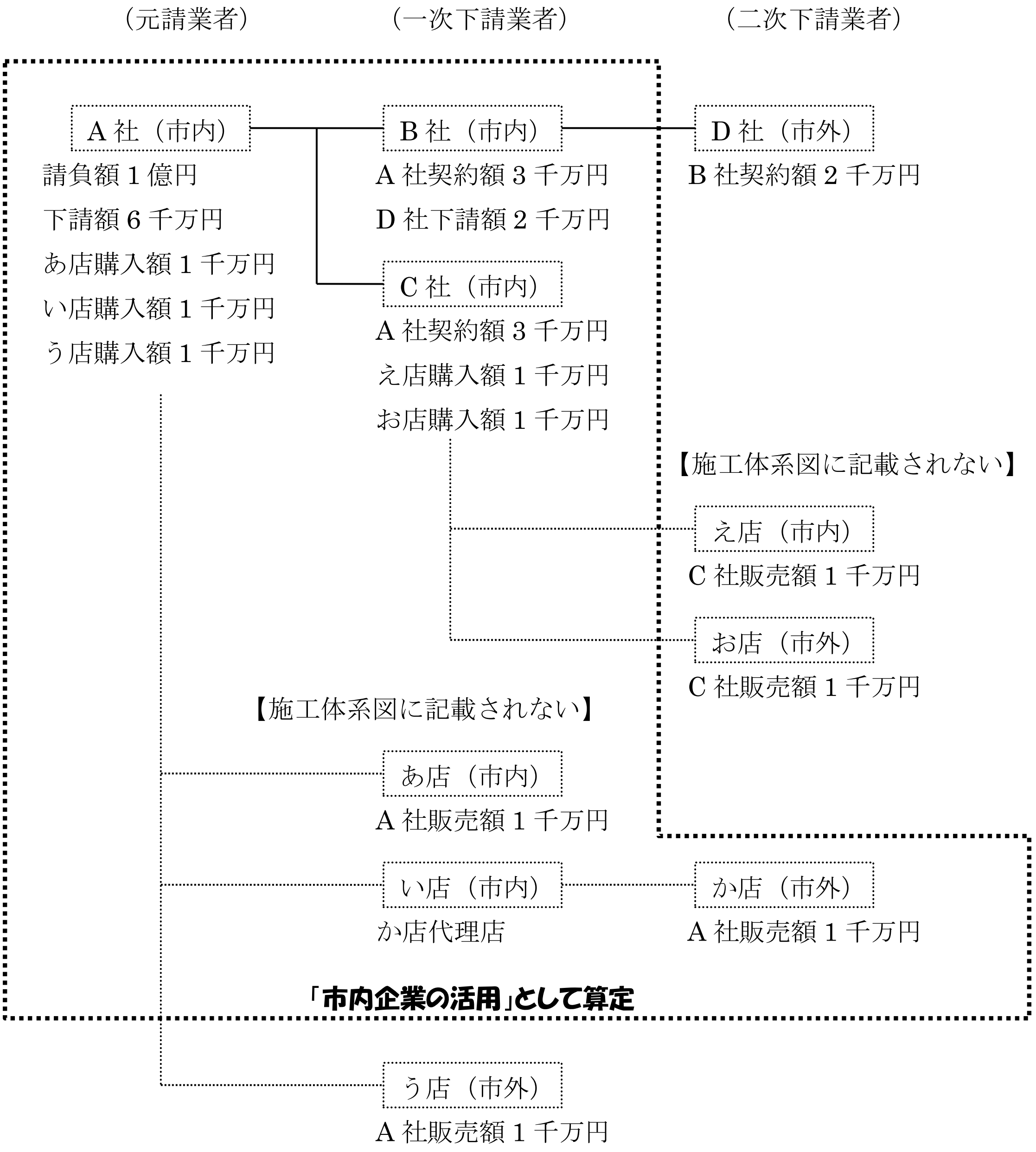

資材購入については施工体系図に示されないため、元請業者が直接調達した場合の購入店は一次下請業者相当として、また、一次下請業者が調達した場合は二次下請業者相当としてみなします。

なお、元請業者が市外販売店より購入した場合でも市内取扱い代理店を通して購入した場合は、市内企業として算定するため、請負率は 90％（9 千万円）として取り扱います。

（算定方法）
A 社（1 億円－9 千万円）＋B 社（3 千万円）＋C 社（3 千万円）＋あ店（1 千万円）
＋い店（1 千万円）＝9 千万円
9 千万円（市内企業の請負価格）／1 億円（工事請負価格）＝90％

なお、元請業者が市外業者の場合は、上記 A 社の施工額 1 千万円が市内企業の活用に含まれないため、請負率は 80％（8 千万円）として取り扱います。

ケース4　JV の構成員に市外業者が含まれる場合

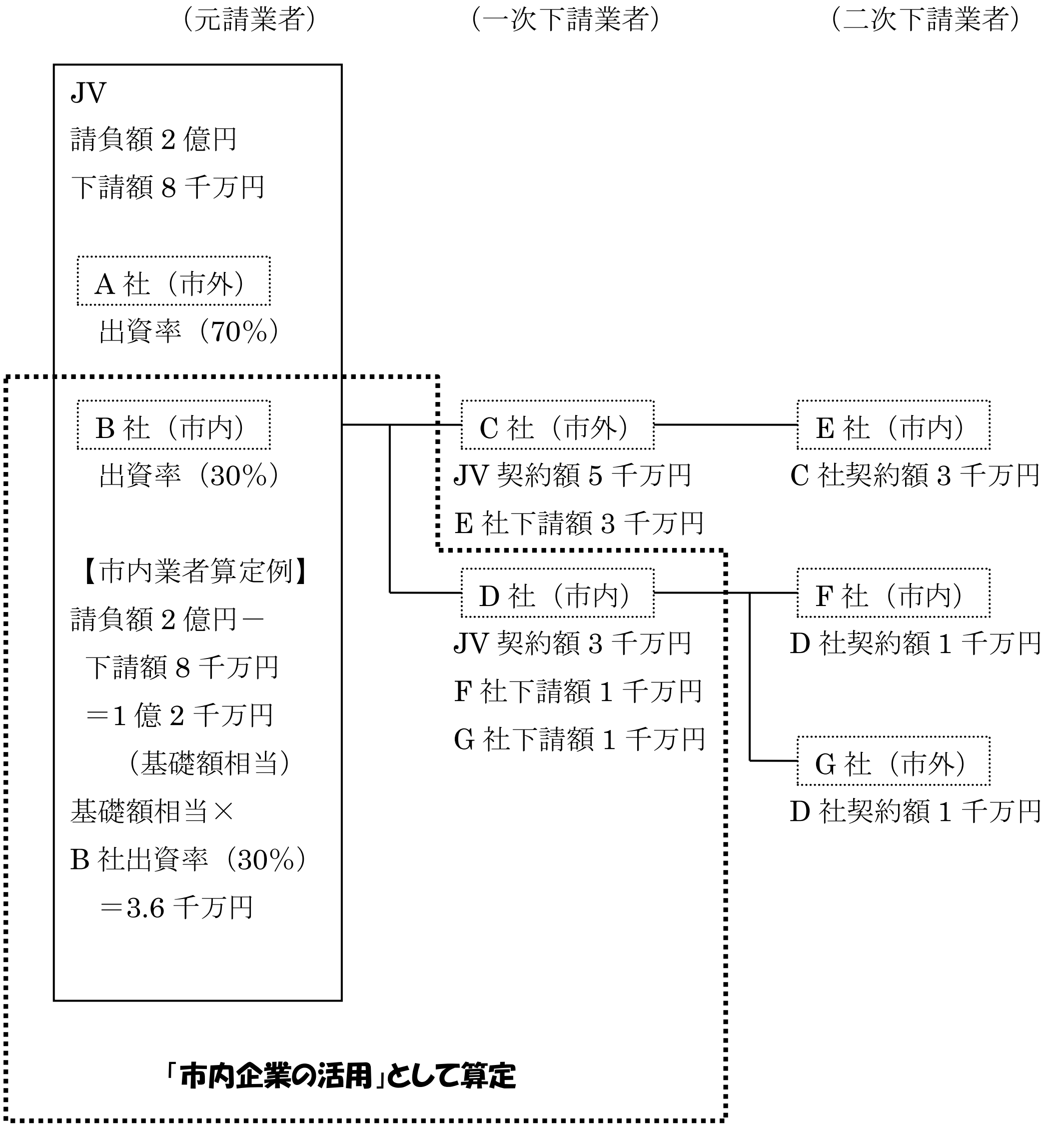

JV の構成員に市外業者が含まれる場合、JV 構成の市外業者の出資比率分は、市内企業の活用に含みません。なお、一次下請業者の取扱いはケース 1～3 と同様です。このケースでは請負率は 33％（6.6 千万円）として取り扱います。

（算定方法）
B 社（3.6 千万円）＋D 社（3 千万円）＝6.6 千万円
6.6 千万円（市内企業の請負価格）／2 億円（工事請負価格）＝33%
　なお、市内業者のみの構成による JV 施工の場合は、合計出資率は 100%となるため、ケース 1 に準じ算定を行うと 75%（1 億 5 千万円）として取り扱うこととなります。